

横浜市教育委員会  
定例会会議録

- 1 日 時 平成24年8月3日（金）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 中里委員 奥山委員 間野委員 山田委員
- 4 欠席委員 坂本委員
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

# 教育委員会定例会議事日程

平成24年8月3日（金）午前10時00分

1 会議録の承認

2 教育長一般報告・その他報告事項

3 審議案件

教委第21号議案 横浜市立戸塚高等学校音楽コース及び横浜市立横浜商業高等学校スポーツマネジメント科基本計画について

教委第22号議案 特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書並びに高等学校用教科書の採択について

4 その他

[開会時刻：午前10時00分]

～傍聴人入室～

今田委員長

おはようございます。ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。  
本日は、坂本委員が所用によりご欠席との連絡を受けております。  
初めに会議録の承認ですが、前回7月27日臨時会の会議録は、本日の会議録と  
合わせて、次回以降に承認することといたします。  
では議事日程に従い、教育長から一般報告をお願いします。

山田教育長

**【教育長一般報告】**

1 市会関係

それでは一般報告を行います。この間、市会との関係については特段ございませんでした。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 7/31 学校における食育シンポジウム2012
- 8/2・3 全国小学校学校行事研究全国大会神奈川大会

市教委の関係ですが、主な会議として7月31日、学校における食育シンポジウム2012が開催されております。それから昨日と本日ですが、全国小学校学校行事研究全国大会神奈川大会、都道府県が持ち回りで、全国で行っている大会でございますけれども、それが今行われているところでございます。

3 その他

それからその他といたしまして、中高一貫教育校、南高等学校附属中学校の学校説明会でございますけれども、昨年もこの時期に多くの学校説明会を開かせてもらいましたが、今年は会場を都心部だけではなく、青葉区のアートフォーラムあざみ野という、北部方面にも説明会の会場を設けて、7月22日、28日、29日、そして昨日と、4回開催させてもらいました。来場者の合計がおおよそ4500人ということで、昨年度とほとんど同数のご来場をいただきました。説明会には子どもさんとその保護者の方が見えたということでございます。実際に受検されるかどうかは別にして、昨年と同規模の、非常に人気が高い説明会という状況になっています。

以上でございます。

今田委員長

教育長の報告が終了しましたが、ご質問等ございますか。

中里委員

南高の附属中学校の説明会、私は先週の日曜日に、西公会堂に伺いました。中学校の生活、高校の生活、それぞれから教育課程等の説明があった中で、中1の

子どもたちの代表の2人から、中学校の生活についてのスピーチがありました。アンケートを利用するなどとても工夫した説明会で、伝わってくるものが多かったのではないかと思います。

今田委員長            それでは、ご質問等がなければ、次に議事日程に従い、審議案件に移ります。審議に入る前に事務局に確認ですが、何か報告事項はございますか。

高橋委員会担当係長    受理番号6の請願書につきましては、教育長専決にて7月30日に回答いたしましたことをご報告いたします。次回の教育委員会臨時会は8月24日、金曜日の午前10時から開催予定ですので、よろしく願いいたします。

今田委員長            皆さん、よろしいでしょうか。それでは、次回の教育委員会臨時会は、8月24日、金曜日の午前10時から開催予定です。別途、通知しますのでご確認ください。

次に議事日程に従い、教育委員会第21号議案「横浜市立戸塚高等学校音楽コース及び横浜市立横浜商業高等学校スポーツマネジメント科基本計画」について、審議に入ります。

高橋指導部担当部長    指導部担当部長、高橋でございます。

高橋高校教育課長        高校教育課長、高橋でございます。

高橋指導部担当部長    それでは、教委第21号議案につきましてご説明を申し上げます。この議案につきましては、戸塚高校の音楽コース、横浜商業高校のスポーツマネジメント科の基本計画の決定をいただく議案でございます。両校につきましては、本来、3月27日の教育委員会臨時会におきまして、両校のコース、学科の設置についての大枠の方向性を定めます基本方針を、教育委員会で決定していただきました。本案は決定いただいた基本方針にカリキュラム編成等の具体的な内容の方針をつけ加えまして、両校がこれから開設準備を進めてまいりますよりどころとするものをつくり上げるという趣旨でございます。それでは具体的には、高校教育課長のほうからご説明申し上げます。

高橋高校教育課長        それでは議案に沿ってご説明申し上げます。今、部長からも申し上げましたとおり、今年3月にお決めいただきました基本方針に基づき、教育課程、教育活動を具体化したものでございますので、その教育課程、教育内容を中心にポイントを説明申し上げます。

まず、議案の1ページ目は、議案のとおりでございます。議案の2ページ目、提案理由は、こちらにございますように、戸塚高等学校音楽コース及び横浜市立横浜商業高等学校スポーツマネジメント科の基本計画を、案のとおり策定していただきたいということでございます。

それでは添付されております、まず「戸塚高等学校音楽コース基本計画」からご説明申し上げます。資料の表紙をおめくりいただきまして、1ページ目でございます。目次の次でございます。「1 設置の目的」でございますが、「横浜市の中期4カ年計画」を踏まえ、ゴシックになっておりますところですが、「文化芸術の持つ創造性を培い、将来横浜市に貢献できる人材を育成する」という位置

づけのもとに、戸塚高校がこれまで吹奏楽部などの活動で養ってきた資源を生かし、音楽教育を通じて地域や社会の活性化に寄与する人物を育成することをねらいとして設置するものでございます。

「2 設置の基本的枠組み」、「3 教育理念・育てたい人物像」は、ご覧いただければと存じます。

それでは次の2ページをおめくりください。「4 教育課程」でございます。まず「(1) 音楽コース教育課程編成の基本方針」の「ア 目標」でございますが、3つ挙げております。まず大学進学に必要な普通科目の学力育成、第2に音楽的能力・資質を高めるために、また音楽大学等に進学するために必要となる音楽の知識及び能力の育成、そして第3に、音楽を通じて地域や社会に貢献しようとする意欲と態度の育成ということでございます。

こうしたねらいから、この音楽コースでは、一人一人の生徒が主専攻を決めることはいたしません。この目標の実現のための教科・科目を次のイに掲載しておりますが、まず全体像をご覧いただきたいと存じますので、恐縮でございますが、4ページ目の教育課程表全体をご覧くださいませ。その教育課程表の白い部分は普通科目でございます。1年生のときはほとんど普通科目で構成しておりますが、普通科高校といたしまして、センター試験にも対応できる普通科目を配置しております。網かけになっている部分が音楽の専門科目でございますが、1年次には芸術音楽、2年次には音楽理論、ソルフェージュ、総合音楽、そして3年次には音楽指導法、そして器楽Ⅰ、及び、下にありますが選択科目を設置しております。また各学年に演奏法という学校設定科目を設置しております。

これらの中の必履修科目が戸塚高等学校音楽コースの特徴でございますので、その必履修科目の概要につきまして、少し詳しくご説明申し上げます。お戻りいただいて恐縮でございますが、2ページ目の「必履修の音楽専門科目」の表をご覧ください。まず上から、上の芸術音楽、音楽理論、ソルフェージュ、総合音楽につきましては、音楽大学等に進学する際に必要となる知識や能力を育むための科目として設置しております。下の3つが戸塚高校音楽コースで特徴的な科目として設置しているものでございますが、まず音楽指導法でございます。これは、ねらいとしております、将来、音楽の指導者として社会に貢献するときの基礎、基本として指揮法や編曲法などを中核とした内容の科目としております。次に器楽Ⅰでございますが、こちらには表にございますように、木管楽器、金管楽器、打楽器、鍵盤楽器の中から生徒が1つ選び、演奏技術を向上させることをねらいとした科目でございます。この選択の中には弦楽器を含めておりません。これは戸塚高校音楽コースが吹奏楽系の楽器を中心とした内容であることを示してございまして、今後、中学生にもその点を周知してまいります。最後にその演奏法でございますが、こちらも戸塚高校の特徴的な科目でございまして、吹奏楽部の活動と緊密に連動させて、演奏技術を高める科目内容を想定しております。なお、吹奏楽部に所属していない生徒につきましては、それぞれが選ぶピアノ等の楽器、もしくは声楽を選び、演奏技術を高めることとしております。

こういった必履修科目に加えて選択科目を含めて、音楽的な能力を伸ばしていきたいと考えております。3ページ目のところは、ご覧いただければと存じます。

それでは5ページでございます。5ページは、「その他の特色ある教育活動」で、まず「(1) 部活動との関連」というところで、吹奏楽部の活動との連携を緊密に図るようしてまいりたいと考えております。また「(3) 高大連携」につきましては、昨年度協定を締結しました昭和音楽大学を始め、県内・県外の音楽大学と連携し、生徒の技量を高める工夫をしてまいりたいと考えております。

このほか外部機関等で、例えばみなとみらいホールなどとの外部施設や機関などとの連携も図ってまいります。

それでは1枚おめくりいただきまして6ページです。「入学者の選抜方針」でございます。「(3) 通学区域」でございますが、こちらは学校全体が普通科ということでございますので、横浜市内を通学区域といたしまして、ただし市外からのいわゆる学区外入学許可限度数は、別に定めることとしております。また「(4) 選考方法」につきましては、学力調査書の評定、学力検査の結果、面接の結果以外に、音楽的資質や能力・適性を把握するための実技検査を実施する予定にしております。続きまして「7 施設・設備の整備方針」でございますが、レッスン室、アンサンブル室など、授業を展開する上で最低限必要な教室を整備するとともに、音楽教育を充実させるための施設・設備の充実を図ってまいりたいと考えております。また最後の「8 教職員・指導者等」でございますが、まず教職員につきましては、音楽の専任教諭を複数配置いたします。また器楽や声楽など、専門的な指導に必要な非常勤講師を配置いたします。また音楽コースのスーパーアドバイザーを著名な方をお願いしたいと考えております。また専門的な高い見地からのご指導・ご助言を得るための教育顧問を委嘱してまいりたいと考えております。また最後でございますが、長期休業期間などを活用しての特別な講演会等につきまして、演奏家などにご指導をお願いしたいと考えております。

以上、戸塚高等学校音楽コースについてご説明いたしました。

それでは続きまして、横浜商業高校スポーツマネジメント科の基本計画でございます。表紙をおめくりいただきまして、1ページ目でございます。こちらの設置の目的も同じく、「横浜市中期4カ年計画」を踏まえまして、下のほうにありますゴシックの部分でございますが、「地域における生涯スポーツ振興の担い手づくりと横浜におけるスポーツの活性化に貢献する」人材育成を目指しまして、スポーツマネジメント科を設置することとしております。「2 設置の基本的枠組み」「3 教育理念・育てたい人物像」はご覧いただければと存じます。

それでは2ページ目をお開きくださいませ。「4 教育課程」でございます。

「(1) スポーツマネジメント科教育課程編成の基本方針」の「ア 目標」でございますが、こちらは5点挙げております。まず大学進学等の進路希望実現のための学力育成、そしてイ、ウ、エのところ非常に特徴的な目標でございますが、体のつくりや心の仕組みなどの知識を習得した上で、科学的かつ安全にスポーツ技能を高める力の育成、そしてウといたしまして、スポーツビジネスについての基礎的な知識の習得、そして将来の社会的・職業的自立に役立つ資格取得・検定合格に必要な知識・技能の習得、最後にオでございますが、スポーツを通しての課題探求、課題解決、そして国際社会に貢献しようとする意欲と態度の育成を目指しております。

こういった目標を実現するための「教科・科目」でございますが、こちらにも先に全体像ということで、恐縮でございますが、4ページ目の教育課程表をご覧ください。こちらにも白いところが普通科目でございます。戸塚高校に比べまして、専門学科でございますので、1年次から専門科目がバランスよく入ってきております。普通科目は大学進学等に必要科目を設置しております。網かけの専門科目でございますが、後でご説明いたしますが、こちらはまず大きく3つの種類がありますが、特徴的な科目といたしまして、1年次のスポーツ科学Ⅰ、2年次のスポーツ科学Ⅱ、そして3年次のスポーツ科学Ⅲ、そしてそれに伴う2年次のスポーツ実技、3年次のスポーツ実技がございます。また3年次のスポーツマーケティングといった科目も設けております。こういった専門科目に

つきまして概要をご説明申し上げたいと存じますので、恐縮でございますが2ページ目の、専門科目の概要説明の表をご覧ください。

今、申し上げたように専門科目は3つに大きく分類されております。まず1つ目の「スポーツ科学分野」でございますが、スポーツ科学Ⅰ、スポーツ科学Ⅱ、スポーツ科学Ⅲを通しまして、目標の(イ)の実現を図っております。まずスポーツ科学Ⅰでは、具体的には解剖生理やトレーニング理論など、体のつくりや心の仕組み等を理解し知るとともに、科学的で安全なスポーツ技能を実践できる能力を育成してまいりたいと考えております。こういったことを通して、自分自身の体や心について理解していくということが、スポーツ科学Ⅰの目標でございます。そしてスポーツ科学Ⅱでは、Ⅰをさらに発展させまして、栄養や解剖生理、トレーニングに関する理論などを深め、けがや疾病の予防、そして競技力を向上させるためのバイオメカニクスなどの理論を学習し、効果的で専門的なスポーツ技能の実践につなげてまいります。そして3年生のスポーツ科学Ⅲにつきましては、より一層、1、2年生で学んだことを踏まえまして、スポーツ生理、栄養などとともに、リーダーや指導者としての役割を果たす上での必要な知識・技術を育むコーチングやスポーツ心理などを学び、主体的なスポーツの実践につなげてまいります。スポーツ実技はこういった理論を、各自が主として取り組む種目の中で、競技力向上に生かしてまいります。

次の分類の「スポーツビジネス分野」でございますが、こちらはスポーツマーケティング、課題研究、総合実践を通しまして、スポーツとビジネス、経営を関連させ、マーケティングの理論を学ぶとともに、スポーツビジネスに関する実践的な学習を通して、課題解決力、スポーツビジネス振興のための基礎的・基本的な知識を身につけていくことを目指しております。さらに資格取得や検定の合格を目指した科目として、簿記や情報処理などの商業専門科目を設置いたします。3ページはご覧いただければと存じます。

それでは5ページ目の「特色ある教育活動」でございますが、まず部活動を学習の実践の場として位置づけ、教科学習と運動系部活動との関連を密接に図ってまいります。また、これまでも実績がございます地域との連携、あるいは高大連携についても、積極的に推進してまいります。

続きまして6ページ目でございますが、入学者の選抜方針でございます。こちらにつきましては、基本的に専門学科は県内全域が学区になっておりますので、学区は県内全域といたします。また選考方法につきましては、調査書の評定、学力検査、面接に加えて、運動に関する能力・適性を把握するための実技検査を実施する予定にしております。「7 施設・設備」につきましては、校舎改築以来整備が行われていない、野球場等の施設の整備改修、また科学的な理論に基づいてトレーニングを行うためのトレーニングルームの整備などが必要となります。

最後に7ページ目の「教職員・指導者」でございますが、教職員につきましては特に科学的トレーニングや栄養、メンタルトレーニングなどの専門科目の指導に必要な非常勤講師が必要となってまいります。また指導者等につきましては、専門的な高い見地からのご指導・ご助言を得るための教育顧問を委嘱してまいります。さらに日常的に効果的なトレーニングを指導するためのトレーナーを配置する予定にしております。

長くなりましたが、以上でございます。よろしく願いいたします。

今田委員長

所管課から説明が終了しました。ご質問がありましたらどうぞ。よろしいですか。

中里委員	戸塚高校の音楽コースですが、いろいろ準備が進んでいる中で最終的な基本計画を策定して、スタートに入ろうとしているわけですが、今後一番重要になっていくのは、やはり6ページの人事の問題だと私は思っております。大体でいいのですが、市立高校の中で、音楽の教師は何名ぐらいいますか。
高橋高校教育課長	専任は9名です。
中里委員	9名ですね。音楽の教師にも、声楽専門とか作曲専門とか指揮専門、いろいろ専門性がありますよね。そういう中で、ブラスバンド的なこちらの音楽講習の指導者にふさわしい人が一体何人いるかという問題があるのだらうと思います。人事というのは動きます。異動がありますので、継続的にこちらに配置していくためには、育成の問題、採用の問題、それから県との人事交流の問題、その辺を継続的に常勤者を配置して、そして非常勤講師で埋めていくというふうに、教員の継続的に手厚い配置を是非お願いしたいと思います。
今田委員長	<p>ほかによろしいですか。私からも一言。この戸塚の場合は、普通科の中での音楽コースということだから、専門の音楽だけの学校などと比べると限界があります。ある種の限界があるだけに、学校の中での意識というか、音楽コースを設けることの意味というものを、やはり学校の中で十分理解してもらえるような努力が必要ですね。それと、先ほど人事の話もありましたが、アドバイザー、民間のいろいろな知恵を借りるといって、横浜の中でも文化賞がありますが、その中にも音楽に関わりのある方がおられるし、できるだけそういう人に情報を流して、いろいろまた教えてください。そういう人が直接でなくてもいいので、いろいろ知己があるだらうし、お友達がおいでになるだらうから、こういうことを考えているということ、こちらが積極的にインフォメーションを出していくということが大事かなと思いますね。</p> <p>それから片方のスポーツの方は、間野先生がそういう意味では専門家でおられますが。今、オリンピックを開催中ですが、これも目標の部分のところというと、人それぞれ受けとめ方がありますが、スポーツも、オリンピックの柔道などを見ていると、もう少し粘りというか、強い精神力を学ぶ部分もないと、何かきれいごとだけでスーッととっても、国際舞台ではなかなか確定できないところだと思います。それはともかくとして、いろいろな民間のスポーツ施設がありますね。そういう部分との連携みたいなもの、やはりこの中では、指導者等というような中から、スポーツ施設の連携、そこにもノウハウはいろいろあるでしょうから、そういうものも求めていく。だからここで育った人が、横浜の民間スポーツ施設の、ある意味でのリーダー的な者になっていくところがあってもいいのではないかと、私は思ったりするので、少し既存の枠を超えて幅広く、いろいろ求めていくというスタンスが大事かなと思っています。間野先生、何かありますか。</p>
間野委員	両方に共通する話なのですけれども、やはり中学生とその保護者にどのように伝えていくのか、それが非常に重要になります。この計画書だけ見ると淡々と書いてあるのですが、実際は非常に魅力的なプログラムになると私は思っていますので、これをなるべく早く魅力的に、多くの中学生やその保護者に伝えるということについて、是非、早目の取組をお願いしたいと思っています。もし何かそのような計画があれば、書面にはないですが、ねらいからどんな形にプロモーショ

ンしていくのかというのを出示していただけるとありがたいと思います。

高橋高校教育  
課長

学校と連携いたしまして、最初の受検生が中学校2年生になりますので、中学校2年生を対象にいたしました両コースの説明会を、戸塚高校につきましては9月30日を予定しております。またY校につきましても、11月末から12月にかけて説明会をスタートさせ、それに向けていろいろな広報資料も発信してまいりたいと考えております。今後とも、どうぞよろしく願いいたします。

奥山委員

関連してですが、やはり今回、これは魅力ある高校教育の推進という中で、特徴的な学校を2校作ろうということだと思います。それとともに、一方では、公教育ということもあると思いますので、是非、個人のスキルアップを高めると同時に、それが地域や学校も含めて、両校還元されていくということも必要だと感じます。どちらの学校の特徴・特色ある教育活動のところに書かれていると思うので、こういった特徴ある学校というのはもう私学もあるわけですから、横浜市が取り組むという特徴をきちんと保護者や子どもたちにも伝えていくということが大事なのかなと思いました。どうぞよろしく願いいたします。

今田委員長

よろしいですか。それでは特にご意見等がなければ、教委第21号議案については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

では、原案のとおり承認します。どうもありがとうございました。  
次に、議事日程に従い、教委第22号議案「特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書並びに高等学校用教科書の採択」について審議に移ります。本日の「教科書の採択」に係る審議資料につきましては、これまでと同様、採択終了後に公表することといたします。  
それではまず初めに、所管課から全体に係る説明をお願いします。

入内嶋指導部  
長

指導部長、入内嶋でございます。どうぞよろしく願いいたします。教委第22号議案についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元でございますファイルのインデックス1番をお開きください。教委第22号議案「特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書並びに高等学校用教科書の採択」についてご説明申し上げます。これは、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級並びに高等学校、南高等学校において使用する教科書を採択することについて提案するものでございます。

2ページをご覧ください。採択いたします教科書は、平成25年度に横浜市立の特別支援学校及び小・中学校個別支援学級において使用する教科書、高等学校において使用する教科書、中高一貫教育校である南高等学校において使用する教科書でございます。

恐れ入りますが1枚おめくりいただきますと、5ページから資料といたしまして、5月8日の教育委員会で決定いたしました「平成24年度横浜市教科書採択の基本方針」がございます。さらに2枚おめくりいただきまして、9ページをご覧ください。9ページには教科書採択手順でございます。それからもう1枚おめくりいただきまして、11ページでございます。11ページには横浜市教科書取扱審議会条例を添付してございます。なおここまでの資料は、本日傍聴されている方々にもお配りさせていただいているところでございます。

次にインデックス2番、3番、4番が、採択に関する資料になっております。そして5番から8番までございますが、これは横浜市立学校の教科書の取扱いについての答申でございます。なお、これらの資料の中で採択や答申に関する資料につきましては、採択終了まで非公開となっております。

続きまして、答申に至るまでの教科書取扱審議会及びその後の経過について、ご説明申し上げます。教育委員会では採択にあたりまして、平成24年5月8日、「平成24年度横浜市教科書採択の基本方針」を決定いたしました。恐れ入りますが戻りまして、インデックス1番、議案の資料といたしまして5ページに添付してございます。5ページが教科書採択の基本方針になっておりますけれども、これを1枚おめくりいただきまして、7ページの下のほうをご覧ください。「4 採択の流れ」でございます。(1)に示しましたとおり、教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例に基づいて、横浜市教科書取扱審議会を設置し、教科書採択の基本方針に基づいて必要な事項の調査、審議を行うよう、平成24年5月28日、教科書取扱審議会に諮問をいたしました。

続きまして、教科書取扱審議会の審議経過についてご報告いたします。恐れ入りますがインデックス5番をお開きください。5番は横浜市立学校の教科書の取扱いについての答申でございます。審議会は5月28日、7月2日、7月11日の計3回、開催されました。この間、審議会では専門かつ綿密な調査研究を行うために、教員及び指導主事からなります教科書調査員を任命いたしまして、「教科書調査員報告書」を作成いたしました。特別支援学校及び小・中学校個別支援学級並びに高等学校、南高等学校におきましては、児童生徒一人ひとりの学習実態や、学校ごとの教科・科目の開設状況が異なることから、各学校長に「教科用図書意見報告書」の提出を依頼いたしました。そして審議会ではこれらの資料や、教科書見本本、文部科学省が公開している「教科書編集趣意書」などの資料に基づいて、3回の審議で慎重に研究、協議を行ってまいりました。

その結果、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級については、各学校の教育課程のもとで、児童生徒一人ひとりの障害の状態、学習状況、興味・関心等を踏まえ、かつ各児童生徒の「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」に従い、教科等の目標の実現を図ることができる教科書を答申としてまとめました。高等学校及び南高等学校については、「横浜市立高等学校教育振興プログラム」に示されました、各校の使命、生徒の学習状況や興味・関心及び進路希望等を踏まえ、かつ各高校の各教科・科目の目標の実現を図ることができる教科書を答申としてまとめました。そして第3回目の7月11日開催の審議会におきまして、答申が決定されました。その後7月13日、教育長に答申を手交し、教育委員会に提出いたしました。

それ以降本日まで、各教育委員の皆様におかれましては、関係法令、文部科学省及び神奈川県教育委員会の通知、学習指導要領、横浜版学習指導要領、横浜市立高校版学習指導要領、教科書編集趣意書、教科書見本本による教科書調査並びに答申の説明などを受け、教科書研究を進めてきていただいているところでございます。

長くなりましたが、以上でございます。

今田委員長

ただいまの全体説明についてご質問はございますか。よろしいですか。

それではご発言がなければ、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書、高等学校用教科書、南高等学校用教科書の説明をお願いします。

入内嶋指導部

では、審議会答申につきまして、指導主事室長からご説明申し上げます。

長

吉原指導主事  
室長

指導主事室長の吉原でございます。それではまず特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書答申についてご説明申し上げます。インデックス6番をお開きください。こちらに「平成25年度使用特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書答申」をお示ししております。表紙を1枚おめくりいただきますと、答申する教科書と答申理由が記載されております。答申する教科書は別紙一覧のおりとなっております。答申理由につきましては記載のおりでございます。なお別紙一覧は、このページから1枚おめくりいただいたところから記載しております。学校種別、障害種別ごとにまとめて、答申する教科書一覧としております。

特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書の答申については、以上でございます。

続きまして、高等学校用教科書答申についてでございます。インデックス7番をお開きいただけますでしょうか。こちらに「平成25年度使用高等学校用教科書答申」をお示しさせていただいております。表紙を1枚おめくりください。こちらに答申する教科書と答申理由が記載されております。答申する教科書は別紙一覧のおりとなっております。答申理由につきましては記載のおりでございます。なお別紙一覧は、そのページから1枚おめくりいただいたところから記載しております。教科、種目ごとにまとめて、答申する教科書一覧としております。

次に南高等学校用教科書についてでございます。インデックス8番をお開きください。こちらに「平成25年度使用南高等学校用教科書答申」をお示しいたしました。表紙を1枚おめくりください。こちらに答申する教科書と答申理由が記載されております。答申する教科書は別紙一覧のおりとなっております。答申理由及び別紙一覧につきましては、高等学校用教科書と同様に記載をしております。

高等学校用教科書及び南高等学校用教科書の答申については、以上でございます。

今田委員長

審議会答申について、説明が終了しました。それぞれ答申について、改めて確認していただけたでしょうか。特別支援学校及び小・中学校個別支援学級の場合は、児童生徒の一人ひとりの学習実態に合った教科書や一般図書、高等学校及び南高等学校については、各学校の教科・科目の開設状況が異なるため、数多くの教科書・一般図書を採択することになります。事前に事務局に特別支援学校及び小・中学校個別支援学級、高等学校、南高等学校の「平成25年度使用教科書(案)」について準備を依頼いたしました。

それではまず初めに、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書(案)について、所管課から説明をお願いします。

吉原指導主事  
室長

では特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書(案)についてご説明申し上げます。インデックス2番をお開きください。こちらに「平成25年度特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書(案)」をお示しさせていただいております。表紙を1枚おめくりください。採択する教科書の欄にあります別紙一覧のおり採択することをご提案いたします。なお別紙一覧は、そのページから1枚おめくりいただいたところから記載しております。

今一度、前のページにお戻りいただきたいと思っております。採択理由(案)を読み上げさせていただきます。

本市の各特別支援学校及び個別支援学級設置小学校・中学校では、障害の種別や程度によって個々の児童生徒の学習実態が大きく異なっているため、「平成24年度横浜市教科書採択の基本方針」に基づき、各学校の教育課程や年間指導計画、児童生徒一人ひとりの「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に即して適切である教科書について、各学校長に対して意見の報告を求めた。

「横浜市教科書取扱審議会」では、この各学校長より提出された「教科用図書意見報告書」を尊重しつつ、その内容を「教科書調査員報告書」とあわせて慎重に審議し、「平成25年度使用特別支援学校及び小・中学校個別支援学級使用教科書答申」としてまとめ、教育委員会に提出した。

教育委員会では、この答申をもとに、児童生徒の障害の状態、学習状況、興味・関心の観点から、先の「教科用図書意見報告書」を参考にしつつ、慎重に審議した。

その結果、答申で示された教科書一覧が、各特別支援学校及び個別支援学級設置小学校・中学校において、その教育課程のもとで、一人ひとりの障害の状態に応じた指導ができる教科書として最も適切であると認められたため、別紙一覧のとおり、平成25年度に使用する教科書を採択するものである。

以上でございます。

続きまして、少し内容についてご説明差し上げてよろしいでしょうか。

1枚おめくりください。こちらに採択する教科書が一覧となっております。1ページの特別支援学校（視覚障害）の、小学部から検定済教科書、文部科学省著作教科書、一般図書、拡大教科書・点字教科書について、発行者番号・略称、教科書の記号・番号、書名等が記載されております。以下、3ページからは中学部、もう2枚おめくりいただいて、6ページからは高等部と記載しております。次に3枚おめくりいただきまして、13ページをご覧ください。特別支援学校（聴覚障害）については、小学部から順に、中学部、高等部と続いております。さらに2枚おめくりいただきますと、16ページに特別支援学校（知的障害）、1枚おめくりいただきまして、19ページに特別支援学校（肢体不自由）、もう2枚おめくりいただきますと、22ページに特別支援学校（病弱）と、障害の種別ごとに記載しております。23ページからは個別支援学級の記載となります。23ページに知的障害、1枚おめくりいただきました24ページに自閉症・情緒障害、さらにその次のページ、25ページに弱視が記載しております。

25ページから1枚おめくりください。こちらに一般図書一覧とあります。その次のページから、発行者名や書名などが数ページにわたり記載しております。この一覧では一般図書、1,053種類を挙げてあります。

特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書案（案）につきましては、以上でございます。

今田委員長

ありがとうございました。所管課から説明が終了しました。専門性が高い部分ですから、各委員からのご意見、ご質問等があればお願いいたします。よろしいですか。

中里委員

個別支援学級については、小学校と中学校、それから特別支援学校については小学部と中学部と高等部が対象ですよね。で、高等部は検定済教科書も一般図書も保護者負担ということになりますか。

吉原指導主事  
室長

義務教育ではありませんので、保護者負担になります。

中里委員	保護者負担ですね。そうしますと、検定済教科書の価格と一般図書では随分金額に差がありますけれども、難しい問題はないのでしょうか。
吉原指導主事 室長	高等部の教科書は、就学奨励制度の補助がありますので、そういう問題はありません。
中里委員	これらの教科書は来年4月から使用する教科書についてですけれども、小学校1年、それから中学校1年、高校1年に入学するお子さんの教育的ニーズというのは、中1の場合は小中で交流されていますので、教育的ニーズがどの程度なのかというのは個別支援学級の担任は把握できるのですが、小1、それから高1の場合は、遡って10カ月前のこの時期ですね、把握して反映できるものなのでしょうか。
荒木特別支援 教育課長	小学校1年生についてですけれども、親御さんが望まれる場合は、採択された教科書一覧の中から選ぶことも検討しますが、ほとんど多くの場合は、他のお子さんと同じ検定済教科書を希望される方が多いので、そのようにお伝えしております。転入学の場合も同様に、採択一覧には検定済教科書、教科書の下学年使用、文科省の著作教科書のほか、1,000冊以上の一般図書がございますので、その中から選ぶということになっております。
中里委員	一般図書は非常に種類が多く、1,053種類ということなのですが、かたい表現で言えば、教育基本法等に示される教育の理念とか目標が的確に反映されているものかどうかは、すべて確認はできているものと理解してよろしいのでしょうか。
入内嶋指導部 長	「教科用図書意見報告書」の様式を定めておまして、その中で、一般図書を選択する場合には、お子さんの状況、それから教科等のねらいにふさわしいということで学校長が認めたものを意見報告として求めております。それを審議会のほうでも確認していますが、それぞれのお子さんに合っているかということは、やはり校長が一番把握しているところがございますので、そこを尊重していくということになります。
今田委員長	ほかによろしいですか。それではご質問がなければ、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
各位委員	＜了 承＞
今田委員長	それでは、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書については、原案のとおり採択いたします。 次に、高等学校用教科書及び南高等学校用教科書（案）について、所管課から説明をお願いします。
吉原指導主事 室長	よろしくお願いたします。まず、高等学校用教科書案（案）についてご説明申し上げます。インデックス3番をお開きください。こちらに「平成25年度使用高等学校用教科書（案）」をお示しいたしました。表紙を1枚おめくりください。採択する教科書の欄にあります別紙一覧のとおり採択することをご提案いた

します。なお別紙一覧は、もう1枚おめくりいただいたところから記載してご  
います。

今一度、前のページにお戻りください。採択理由（案）を読み上げさせていた  
だきます。

本市の各高等学校では、「横浜市立高等学校教育振興プログラム」に基づき、  
特色ある学校づくりに取り組んでおり、教科・科目の開設状況が各学校によって  
大きく異なっているため、「平成24年度横浜市教科書採択の基本方針」に基づ  
き、各学校の使命や教育目標に即して適切である教科書について、一般図書（高  
等学校用）も含めて、各学校長に対して意見の報告を求めた。

「横浜市教科書取扱審議会」では、各高等学校長より提出された「教科用図書  
意見報告書」を尊重しつつ、その内容を教科書目録に登載されている教科書につ  
いて調査・研究した「調査員報告書」とあわせて慎重に審議し、「平成25年度使  
用高等学校用教科書答申」としてまとめ、教育委員会に提出した。

教育委員会では、この答申をもとに、「横浜市立高等学校教育振興プログラ  
ム」に示された各学校の使命、生徒の学習状況や、興味・関心及び進路希望等の  
観点から、先の「教科用図書意見報告書」を参考にしつつ、慎重に審議した。

その結果、答申で示された教科書一覧が、各学校の特色に配慮し、各教科・科  
目の目標の実現を図るための教科書として最も適切であると認められたため、別  
紙一覧のとおり、平成25年度に使用する教科書として採択するものである。

以上でございます。

続きまして、内容についてご説明申し上げます。1枚おめくりください。こち  
らに採択する教科書が一覧となっております。そこには左側から学校名、発行者  
の番号・略称、教科書の記号・番号、書名、各高校における教科・科目のねらい  
と教科書の特徴が記載されております。学校名の欄に複数の学校が記載している  
場合がございます。これはそれぞれの学校が同じ教科書を採択案としていること  
でございます。このページは国語総合の採択案となっております。学校名が1つ  
ずつになっているように、各学校のねらいに応じてそれぞれ異なる教科書を採  
択案といたしました。例えば、1番目のみなと総合高校は、「社会人として必要な  
基本的な国語の知識を習得させ」というねらいに対して、「教材が質・量とも精  
選され、基礎力の充実を図るとともに、基本的な国語力が高められる工夫と配慮  
がなされている」、「表現の学習が独立した単元として設定されており、言語活  
動例も工夫されている」という特徴のある、東京書籍の「精選国語総合」を採  
択案としています。

2番目の金沢高校は、「伝え合う力を高めるとともに、思考力や創造力を伸ば  
し心情を豊かにし、言語感覚を磨き、言語文化に対する関心を深め」というねら  
いに対し、「言語文化を重視した観点で編集がなされている」、「現代的话题に  
即した教材が精選され、論理的思考を養い読解力を高めるための構成になってい  
る」という特徴を持っている、三省堂の「精選国語総合」を採択案としていま  
す。

3番目の横浜総合高校は、「様々な教材を扱う中で、基本的な国語力を習得さ  
せる」、「古典に親しみ、古典の基礎的な知識も習得させる」というねらいに対  
して、「教材が豊富に収録され、基本的な能力を身につける」、「古典作品の数  
が充実し、丁寧に段階を踏んで発展的な学習につなげられる」という特徴のあ  
る、教育出版の「国語総合」を採択案としています。

少し飛びますが26ページをお開きください。こちらには数学の採択案が示され  
ております。数学Ⅱの上から2番目、横浜サイエンスフロンティア高校は、「事  
象を数学的に考察し処理する能力を伸ばす」、「問題解決に当たり探求的な態度

を育成する」というねらいに対して、「例題が豊富であり、問題解決能力を養う構成となっている」、「研究やコラムは、自学自習に適した内容となっている」という特徴のある、啓林館の「詳説 数学Ⅱ」を採択案としています。

次の行、上から3番目の学校名の欄には、金沢高校・桜丘高校・戸塚高校の3校について、数研出版の「数学Ⅱ」を採択案としています。この教科書は、「例、例題、応用問題と段階的に配列され」、「各章の最後にある章末問題では難易度の高い総合的な複合問題を扱って」いるという特徴があり、金沢高校及び戸塚高校は、「知識の習得と技能の習熟を図る」こと、桜丘高校は、「進学指導重点校としての高い学力を身につけさせる」ことなどをねらいとしております。ほかの教科、種目についても、同様に一覧としてまとめております。

続きまして、一般図書について少しご説明申し上げます。87ページをご覧ください。こちらには高校用一般図書が記載されております。上から6番目、こちらに横浜商業高校国際学科で使用する英語の一般図書として、ピアソン・ロングマンが発行している「BASIC READING POWER」が記載されております。「豊富な読みの作業を通して英文の内容をできる限り短時間で把握する技術を習得させる」という教科・科目のねらいに対し、「学科目標であるスキルラーニングに適した教材である」という理由となっております。

続きまして、南高等学校用教科書（案）についてご説明申し上げます。インデックスの4番をお開きください。こちらに「平成25年度使用南高等学校用教科書（案）」をお示ししております。表紙を1枚おめくりください。採択する教科書の欄にあります、別紙一覧のとおり採択することをご提案いたします。なお別紙一覧は、もう1枚おめくりいただいたところから記載しております。

今一度、前のページにお戻りください。採択理由（案）を読み上げさせていただきます。

横浜市立南高等学校では、「横浜市立高等学校教育振興プログラム」に基づき、中高一貫教育校として、豊かな人間性と高い学力を育てるという使命があり、その使命や教育目標に即して適切である教科書について、一般図書（高等学校用）も含めて、学校長に対して意見の報告を求めた。

「横浜市教科書取扱審議会」では、学校長より提出された「教科用図書意見報告書」を尊重しつつ、その内容を、教科書目録に登載されている教科書について調査・研究した「調査員報告書」とあわせて慎重に審議し、「平成25年度使用南高等学校用教科書 答申」としてまとめ、教育委員会に提出した。

教育委員会ではこの答申をもとに、「横浜市立高等学校教育振興プログラム」に示された南高等学校の使命、生徒の学習状況や興味・関心及び進路希望等の観点から、先の「教科用図書意見報告書」を参考にしつつ、慎重に審議した。

その結果、答申で示された教科書一覧が、学校の特色に配慮し、各教科・科目の目標の実現を図るための教科書として最も適切であると認められたため、別紙一覧のとおり、平成25年度に使用する教科書として採択するものである。

以上でございます。

南高等学校につきましても、少し内容についてご説明いたします。1枚おめくりください。そこに採択する教科書が一覧となっております。そこには左側から、発行者の番号・略称、教科書の記号・番号、書名、南高等学校における教科・科目のねらいと教科書の特徴が記載されております。

一覧の1ページをそのままご覧ください。国語総合として上から1番目、2番目に、筑摩書房が分冊で発行している「精選国語総合 現代文編」「精選国語総合 古典編」が記載されております。「論理的思考力を養い、情緒豊かな感性を育てるとともに、言葉に対する認識を高め、言語感覚を磨き、言葉によるコミュ

ニケーション能力を育てる」というねらいに対して、「現代文編、古典編の分冊型であり」、「定番の教材からハイレベルな評論まで、配列に工夫を凝らし、発展的な学習につなげられる」という特徴のある教科書を採択案としております。他の教科・種目、一般図書についても、同様に一覧としてまとめております。高等学校及び南高等学校教科書（案）につきましては、以上でございます。

今田委員長 所管課から説明が終わりました。各委員からご意見、ご質問がございましたらどうぞ。

間野委員 間野です。非常にたくさんの教科書があるので、審議会も相当ご苦勞されて提案いただいていると理解しています。各学校の特色に応じて、それぞれが教科書を選定しているのですけれども、一方で、ある特定の教科書に、例えば南高校を含めて7校がその教科書を選択している、というようなものが何科目かあります。何教科か、具体的に言うと世界史、日本史、それから保健体育に関しては7校が選んでいる。ですからそういう学校は、学校の特色というものと、半数以上の学校が選ぶ何かというのは、これはどのような関係があるのでしょうか。

吉原指導主事室長 世界史や日本史につきましては、山川出版としている学校が多いと認識しております。特に山川出版の「詳説日本史B」や、「詳説世界史B」につきましては、大変内容が詳しく記述されていることもあり、大学受験に向けて学習する内容としてはふさわしい教科書として取り扱われていると認識しております。ですので、そういった学力の向上を目指した視点からしますと、同じような教科書が選ばれているということが考えられます。保健体育につきましては、教科書の種類が多いものではないということもありますし、先生方が扱いやすい、特に押さえておきたい内容等が踏まえられているということで、同じ教科書に集中する可能性があらうかと考えております。

間野委員 大学受験ということで適した教科書であることは想像がつくのですが、必ずしも大学受験と言いますか、進路を多くの生徒が希望していない可能性がある学校も、そういう教科書を選んでいるというのは、どのような背景があると理解すればいいのでしょうか。

吉原指導主事室長 山川出版の教科書のことと思いますが、先ほどお話をさせていただいた「詳説」という、詳しく説明をされている教科書は、かなり大学受験を意識したものだとして認識しております。ただ、同じ山川で出版された教科書でも、内容を簡潔にした教科書、分かりやすい内容といった教科書も発行されておりますので、生徒の学習実態に応じて選べるようになっております。

今田委員長 ほかにありますか。よろしいですか。どうぞ、奥山委員。

奥山委員 高校の場合は、学年制の学校と、それから単位制の学校もあるという中では、大学進学のことも含め、なかなか多様な選択になるのだらうと思うのですけれども、そのことと、それから高校の場合は毎年採択をするわけですがけれども、毎年やることの中での積み重ねというか継続性というか、そのあたりはどのように学校の方ではされているのでしょうか。

吉原指導主事 室長	各学校は、やはり振興プログラムと、それから教育目標に沿って選択をするということが大原則になっておりますので、指導の継続性といったものは、今後一層重視していかなくてはいけないと思っております。来年度につきましては、高校1年生が新しい学習指導要領になること等を踏まえ、非常に教科書が多種多様になっているということもございます。2、3年生は現行の学習指導要領での学習になることも踏まえて、各学校では生徒の学習実態に合わせて教科書を選択していると考えております。
中里委員	南高の方ですが、今年の3月に行われた卒業式でも、卒業生の代表が「南高は4月から生まれ変わります」という言葉を言っていました。ここに書かれております「教科・科目のねらい」というのは、高校の意見報告書に書かれていたものをもとにして書いているわけですよ。少し気にかかるところは、例えば南高でいきますと、数学の部分で5ページ。数Ⅰ、数Ⅱ、それから数Aのねらいとして、「基礎知識の習得及び技能の習得を図り」とあります。附属中学校の教育の柱は、高い学力の習得と豊かな人間性の育成というものが柱になっておりますけれども、教科書（案）は別枠で南高については設けてあるものの、中高一貫校としての特色というのは、教科書にどのように反映されているのでしょうか。
高橋高校教育 課長	高校教育課長の高橋でございます。南高校は、25年度に採択する教科書につきましては、例えば来年度の2年生であれば、今年、高校段階から入学した生徒も使用する教科書ということでございます。もちろん中高一貫教育校としての南高校でございますけれども、当然、高校から入学した生徒が勉強していくねらいという視点も、当然欠かせない部分ではございます。ただ「基礎知識の習得」というところは、いわゆる本当に最もベーシックなというよりは、当然、将来の進路実現に向けた意味での基盤となる学力を「基礎知識」という表現で書いておりますので、必ずしもいわゆる難易度の易しいという意味ではございません。また一覧にある数研出版の「数学Ⅰ」というものは、決して進路実現に向けて、問題演習等のレベルが低いものではない教科書でございます。
中里委員	では続きましてサイエンスフロンティア高校についての教科書ですけれども、「自らから考え学ぼうとする探求心、それから高い志」を教育の柱にしておりますけれども、教科書の答申には、学校の意見報告書をもとにして答申がなされておりますが、一貫した傾向というものはあるのでしょうか。
吉原指導主事 室長	サイエンスフロンティア高校、特に理科につきましては、新しい1年生が学習します第1部の教科書、それから現行の学習指導要領で学習します第2部の教科書を合わせまして、13種目の教科書を選択しております。やはり学校の教育の理念に沿って、生徒が自然に対する関心や探求心を高めたり、科学的にももの考えて探求したりという能力や態度を育てるといった方向に向けて、そのねらいをかなえるための教科書であると認識をしております。
今田委員長	よろしいですか。それではちょっと私のほうからも。高校の場合は、評価とその教科の科目ごとにたくさん教科書があって、これだけのものを精緻にということになると、なかなか正直、我々も限界があるのでございますけれども、そういう意味でいくと、学校ごとの振興プログラムによる目標があり、それぞれの学校の中での特徴を持った教科の努力目標みたいなものがあり、そういう中でいくと、これは今後のことだけれども、もう少し答申案の中に、その特徴が明示できるような、

わかるような工夫というものがが必要です。それは前段で、学校の中でその教科ごとの深い議論がどこまでなされるかということによって、それが分かりやすくなるのだろうと思うけれども、今後少し、さきほどの南高の中高一貫もそうですが、それから特にサイエンスも、またゆくゆくは戸塚やY高に開設される新しい科目についても、普遍的に言えることなのでしょう。だから少しそういう工夫をして、その中での議論を深めてもらうということは、教育長に言ったほうがいいのか。事務局、今後、その辺の工夫をしてください。

山田教育長

教育長の山田でございます。やはり義務教育の小学校とか中学校と異なり、高校というのは、基本的に私も物理を読めと言われてもほとんどわからないことが多いのですけれども、学校によって、例えば理数系が中心になるサイエンスとほかの高校、あるいは全日制もあれば定時制もあると。しかも単位制から学年制に移っている学校もありますし、しかも来年度から学習指導要領が新しくなりますので、非常にそれぞれの学校の目標と教科・科目の組み合わせが物すごく数が多いものですから、これは特別支援学校にも同じようなことが言えるのですが、非常に個々の学校の選ぶ教科書というのがものすごく異なります。しかも有償です。義務教育の場合、基本的に教科書は無償ですが、高校の場合、子どもをそこに進学させるという保護者の、あるいは子どもの意向もあるのでしょうか。小中みたいに一定の義務教育水準を確保しなければいけないという中で審議をする中身と、高校の場合は非常に個別の、固有名詞の世界に入っていきます。法の、あるいは採択する仕組みの中でしか我々は動かせませんが、しかしそこら辺の課題も十分認識をしておりますので、別にちょっと議論の機会を設けさせてもらって、特に高校のことについてどうするかということも、もう一度、教育委員の皆様方と議論をしていかなければいけないという課題認識は持っています。

今田委員長

学校の特徴がその採択する教科書の中に反映されているということが、より分かりやすくなると、保護者を含めて理解を得やすいかなと思います。

では、ほかにございますか。ご質問がなければ、まず高等学校用教科書と南高等学校と分けてということになりますけれども、高等学校用教科書については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、高等学校用教科書については、原案のとおり採択いたします。次に、南高等学校用教科書について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、南高等学校用教科書について、原案のとおり採択いたします。「教科書採択」に係る審議資料の関係で、所管課から追加で何かありますか。

入内嶋指導部長

指導部長の入内嶋でございます。本日の「教科書採択」に係る審議資料につきましては、本日午後3時をめぐりに、市民情報センターのほうに配架を行います。どうぞよろしく願いいたします。

今田委員長

それでは、そのようにお願いします。

本日の審議案件は以上です。これで本日の教育委員会定例会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

[閉会時刻：午前11時25分]